

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>会 議 名 称</b><br>足立区地域保健福祉推進協議会<br>子ども支援専門部会（令和元年度第2回）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>整 理 番 号</b><br>2227                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>作 成 年 月 日</b><br>令和元年10月9日                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>作 成 者</b><br>日森<br><b>所 属 ・ 氏 名</b><br>子ども政策課<br>子ども・子育て支援制度担当 |
| <b>開 催 日 時</b><br>令和元年7月16日（火）午後 2時～3時30分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>配 付 先</b><br>子ども支援専門部会員・特別部会員（意見表明者）                           |
| <b>開 催 場 所</b><br>足立区役所 中央館8階 特別会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                   |
| <b>議 題</b><br>「第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）と今後の策定スケジュールについてほか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <b>配付資料</b><br>委員名簿1部、資料一式                                        |
| <b>出 席 者（敬称略）</b> （計42名）<br>（部会員）齊藤多江子、野辺陽子、乾雅榮、川下勝利、古庄宏吉、加藤真砂美、大高秀明、鳥山高章、秋生修一郎、松野美幸、川口真澄<br>（特別部会員（意見表明者））小谷博子、廣島清次、中嶋篤子、佐藤登志枝、高祖常子、掛川秀子、三浦昌恵、小田恵美子、中台恭子、首藤広行<br>（事務局）子ども政策課長 菊地 崇<br>（関連部署）就学前教育推進課長兼子ども施設指導・支援担当課長 山村研二、学校支援課長 古川弘雄、子ども施設運営課長 森田 剛、子ども施設入園課長 安部嘉昭、青少年課長 下河邊淳子、子ども施設整備課長 臺富士夫、待機児ゼロ対策担当課長 櫻井 健、こども支援センターげんき所長 上遠野葉子、支援管理課長 門藤敦良、こども家庭支援課長 高橋 徹、子どもの貧困対策課長 田口仁美、住区推進課長 山本克広、区民参画推進課長 寺島光大、中央図書館長 飯塚尚美、親子支援課長 伊東貴志、保健予防課長 西山裕之、中央本町地域・保健総合支援課長 柳瀬晴夫、ユニバーサルデザイン担当課長 森田 充、パークイノベーション担当課長 志田野隆史、公園管理課長 山坂延央                                      |                                                                   |
| <b>議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他）</b><br>1 審議・調査事項<br>(1) 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）と今後の策定スケジュールについて<br><div style="text-align: right;">＜子ども政策課＞</div><br><br>2 報告事項<br>(1) 幼児教育・保育の無償化に関する方針について <div style="text-align: right;">＜子ども政策課＞</div><br>(2) 平成30年度あだちっ子歯科健診の実施結果及び今後の方向性について <div style="text-align: right;">＜子ども政策課＞</div><br><br>3 情報連絡事項<br>(1) 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について <div style="text-align: right;">＜子ども施設運営課＞</div><br>(2) 未来へつなぐ あだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）の改定スケジュールについて<br><div style="text-align: right;">＜子どもの貧困対策担当課＞</div> |                                                                   |

## 第2回足立区子ども支援専門部会

令和元年7月16日（火） 午後2時00分～

足立区役所 中央館8階 特別会議室

菊地子ども政策課長

それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席いただきありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども政策課長の菊地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会場が非常に寒く、大変申しわけございません。今、温度を上げているところでございますので、もう少々、よろしくお願いいたします。

まず開催に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちでしょうか。お持ちでない場合は、事務局までお申し出ください。

よろしいでしょうか。

また、本日、席上に配付させていただいた資料は全部で5点となります。

まず1点目、子ども支援専門部会の名簿、2点目、当日席上配付として、審議・調査事項1、添付資料として、第2期子ども・子育て支援事業計画の施策体系（骨子案）、3点目、4点目として、前回の審議・調査事項2の修正と別添資料の差しかえについて、5点目、委員からいただいた事前質問に対する回答について。以上となります。

以上が本日の資料でございます。不足等はございませんでしょうか。

なお、席上に置いてある閲覧用資料、事業計画の冊子につきましては、会議終了後、持ち帰りにならないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより「子ども支援専門部会」を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は「足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱」に準じて、傍聴席を8席、用意しております。

会議中は録音、写真、ビデオ撮影等は禁止となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。議事の円滑な進行に、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。ご発言いただく場合は、本日、お手元のマイクのボタンを押していただいて、お名前をいただいてからお話してください。お話が終わりましたら、再びボタンを押していただいて、この赤いものが消えますので、消していただければと思います。

それでは、齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

こんにちは。天気の良い中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

早速ではありますけれども、本日の案件に入りたいと思います。

審議・調査事項1件、報告事項2件、情報連絡事項が2件となっております。各項目のご審議に当たりまして、委員の皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、従来どおり、審議・調査事項と報告事項のみ事務局より説明いただきます。情報連絡事項は事前にごらんいただいていることを前提にいたしまして、説明のほうは割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件に対する事前の質問への回答ですけれども、その都度、説明させていただきたいと思います。

それでは、まず審議・調査事項（1）「第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）と今後の策定スケジュールについて、菊地子ども政策課長よりご説明をお願いいたします。

#### 菊地子ども政策課長

子ども政策課長の菊地でございます。

まず、資料1ページをごらんいただきたいと思います。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）となります。本計画は、区の基本計画及び現在策定中の教育振興ビジョンとの整合性を図りながら、現計画との継続性に留意して作成してまいります。こちらの画面のほうに今、計画の体系図を投影させていただいておりますので、こちらもごらんいただきながらと思います。

まず第2期の施策体系（骨子案）の作成に当たりましては、前回ご審議いただいた47事業の評価と、今回お示した、現計画の施策群の評価を実施しております。施策群は、こちらで施策群を2つ書かせていただいております。2つの施策群につきましては、事業評価と異なり、目標値を特に設定はしておりません。これは、お子さんを取り巻く課題や区が取り組んでいる施策が多岐にわたるものであり、複雑に絡み合っているということから、単純に目標値を設定することが困難であると判断しているものでございます。そのため、成果指標として定めた3つの指標の経年の動向を確認して、その効果を検証していくことをしております。

それでは、資料の3ページをごらんください。こちらに施策群1の、主として子ども支援につながる施策を束ねているものになりますが、評価を書かせていただいております。子どもの自己肯定感をはかるアンケート調査では、基準値とした27年度から見て、緩やかな増加傾向にあると言えます。これは、体験や交流活動の活発化などの取り組みの成果として捉えております。ただ、一方で、生活習慣の確立には、各機関同士の連携や、保護者との連携が不可欠であります。このため、この連携という視点を踏まえながら、各事業を磨き、子育て支援の質の向上を図っていくことが重要であり、これが子どもたちの自己肯定感の向上につながっていくことになるという評価をさせていただいております。

次に資料4ページをごらんください。こちらには施策群2の評価を書かせていただいております。施策群2は、主として親の支援につながる施策を束ねております。指標としては、子育てを楽しんでいる保護者の割合と、子育てをつらいと感じる保護者の割合をそれぞれアンケート調査で確認している内容となっています。

このアンケート調査で1点お断りがございます。5歳児のアンケートの取り方ですが、29年度を境に、アンケートの回答項目を少し変えており、子育てをつらいと感じる保護者の割合が、29年度で数字が上がっているというところがございます。29年度以降は、1歳6カ月健診と3歳児健診のアンケートの質問に合わせるようにしたということで、29年度の前後で割合が変わっておりますので、

29年度以降の割合で見ただけのようをお願いいたします。

改めて施策群2の評価といたしましては、ほぼ横ばいとなっております。子育てを楽しんでいると感じる質問に当てはまる、やや当てはまるとした保護者の割合で見ると、9割を超えている結果となっております。ただ、一方で、子育てをつらいと感じる保護者は、どの年代においても、やはり一定数存在するということが課題であると認識しております。このため、子育てで孤立する可能性がある保護者に対する施策の展開が非常に重要であるということが言えるとともに、その支援が途切れないように、幼少期から学齢期まで、次のライフステージにつないでいくという取り組みが重要であると評価いたしました。

この評価を初め、前回の第1回専門部会でご審議いただいたニーズ調査の結果や、事業分析を踏まえまして、本日、配付させていただきました、審議・調査事項1-2、A3のものです。施策体系（骨子案）をお示しさせていただきました。まず、そちらをごらんいただきたいと思います。まず一番左に掲載の柱立て、自己肯定感を持ち生き抜く力を備えた人という理念、先ほど評価報告いたしました2つの施策群、そして、一部修正をしましたが、施策につきましても、区の基本計画に沿って引用しておりますので、第2期にも引き継いでまいりたいと思っております。

ただし、施策の方向性につきましては、現状と課題に基づきまして、変更しております。新旧と対照しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

施策欄の一番下をごらんいただきたいと思います。先ほど施策群の内部評価をご報告いたしました。が、次の計画への視点として、2つ掲げさせていただいております。1つが事業を磨き、子育て支援策の質の向上を図るという視点、もう一つが、ライフステージ間のつながりの強化という視点になります。この磨く、つなぐという視点を全ての施策に横断する考えとして、下から、施策を貫くような形で矢印を入れさせていただいておりますが、横断する考えとして、事業の組み立てをしてまいりたいと思っております。

それでは、事業の組み立てをしていくために必要な施策の方向性についての考え方について示させていただきます。

まず子どもへの支援である施策群1になります。そのうちの施策1についてです。こちらにつきましては、子どもの自己肯定感を高めるに当たり、心と体の基盤づくりとしての施策となります。食育ですとか、読書習慣、運動遊びなどにより、生活習慣づくりを進めていきたいと考えております。

次に施策2についてです。こちらはつながりの視点として、乳幼児期から小学校教育へのつながりを意識した、学びの基礎づくりを進めていく事業の組み立てをしてまいりたいと思っております。

次に施策3です。こちらは施策名を今回変更しております。これまでの施策名は、発達支援児など、子どもの状況に応じた支援の充実としておりましたが、第2期につきましては、発達支援児に限らず、特別な支援を要する子どもといたしました。

次に施策4になります。自己肯定感につながる学び、体験の場となります。子どもたちが自らの可能性を見つけ、伸ばしていく支援をしていく事業の組み立てをしてまいります。

続きまして、親への支援である施策群2になります。こちらの施策1のところをごらんいただきたいと思います。ライフステージ間のつながりというものを意識して、教育、保育施設の案内に加えて、親子の居場所や交流の場などを含めた子育てサービスを保護者が適切に利用できるような情報提供や相談環境の充実を図っていきたいと思っております。

続きまして、施策2についてです。子育てと仕事の両立支援ということで、施設整備ですとか、ワークライフバランスといった事業の組み立てに当たり、働き方も多様化しておりますので、保護者のニ

ーズを意識したサービスの確保をこちらで進めてまいります。

次に施策3についてです。現計画と変更はございませんが、事業として、連なっている、児童虐待等の対応を方向性として改めて示し、明確化いたしました。

最後に施策4になります。こちらは施策名を変更しております。ニーズ調査において、足立区では、いまだ事故が多く、安全ではないという意見がございました。そのような意見を踏まえまして、安全という文言を追加して、ユニバーサルデザインの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めていきたいと考えております。

この各施策にぶら下がる47事業につきましては、基本的に現計画にある事業を引き継いでいく予定です。ただ、自己肯定感につながる体験の場としても、事業の追加ですとか、保育コンシェルジュの機能の強化、また、子どもの体をつくる事業の追加などの検討を行わせていただき、今回、専門部会でご審議いただく内容を踏まえ、次回の専門部会で素案を示させていただきたいと思っております。

続きまして、策定のスケジュールになります。資料の2ページにお戻りください。今回の審議を踏まえて、各施策実現のための事業、指標の検討を行いまして、次回、10月11日の専門部会でご意見を承りたく存じます。その後、11月にパブリックコメントを実施し、12月にその結果をご報告させていただき、2月の部会及び3月の推進協議会において計画決定をしていきたいと考えております。

私からは以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

初めに事前にいただいております質問について、西山保健予防課長より順番に説明をいただけますでしょうか。

西山保健予防課長

保健予防課長の西山でございます。

まず私から、本日お渡ししております事前質問に対する回答、1番、2番についてお話しさせていただきます。

1番でございますが、子育て不安のピーク時に、育児不安をやわらげるために、こんにちは赤ちゃん訪問時を利用して、事業の案内をしてもらいたいということでございますが、回答といたしましては、こんにちは赤ちゃん事業の訪問時には、そのような事業の案内をしております。地域版子育てガイドがありますが、これは各保健センターでお配りしているものでございますが、各保健センターで行っています、さまざまな事業をコンパクトにまとめて、ファイリングして、お配りしているものが地域版子育てガイドになります。まず、これが1点です。

あとは、健やか親子相談といいまして、これは各住区センターで行っているものでございますけれども、発達とか、発育とか、あと個別相談、また、交流も含めまして、各住区センターが健やか親子相談という事業をやっておりますが、これは各住区センターで、1枚、スケジュールをお書きしまして、時間等もお書きして、お渡ししています。住区センターは幾つもありますので、各保健センターのカウンターに地域ごとの住区センターの健やか親子相談のチラシなんかも置いてありますので、それもお配りしております。

それから、中嶋特別部会の方からの質問でございます。また、きかせて子育て訪問事業、誰かに聞いてほしい育児の話のチラシをお配りしておりますし、また、それぞれ個別の相談を受け付けている

ところでございます。

2 番目でございます。こんにちは赤ちゃん訪問事業ではどのようなことをしているのでしょうか。内容を教えてほしいということでございます。こんにちは赤ちゃん訪問事業に関しましては、助産師もしくは保健師のほうで訪問いたしますけれども、お子さんに関する、ここに書いてございますが、発育と栄養状態を確認しながら、また、子どもの関係、そのあたりもきっちり見ていっております。また、子育て支援に関する、先ほど申し上げたような事業の情報も提供したり、また、お母さんのほうも、やっぱり産後、環境が大きく変わるものですから、メンタル部分のチェックも行っております。私からは以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。ほかには。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長の菊地でございます。

中嶋委員からのご質問の3点目です。評価項目は、どれだけ実施したかではなく、区民の評価が高いものにすべきではないかと思うがどうかというご質問に対してお答えいたします。

委員、おっしゃるとおり、区としても、活動した結果としての成果が重要であると考えております。すぐに成果につながるものばかりではないと思っておりますが、何においても、その成果というものを伝わりやすく、そのような指標の設定を心がけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

中嶋委員、よろしいでしょうか。

中嶋委員

質問していいでしょうか。

齊藤部会長

はい、大丈夫です。

中嶋委員

回答ありがとうございます。

切れ目ない子育て支援というところで、一番母親の不安になるときが、出産から3カ月までの間なんです。そのときに誰かのサポートが得られないと、結局、子育てが楽しくなくなって、体調が悪いことも相まって、子どもに対して乱暴になってしまったりするケースもあるかと思うので、その間にわざわざ区民まで訪問している事業があるとしたら、この事業が一番不安のピーク時のママの支援になるように稼働してほしいなというふうに思って、この質問をしました。

それで、追加質問として、訪問したがゆえに、よその相談機関につないだケースというのはどれくらいあるんでしょうか。

西山保健予防課長

手元には数はございませんけれども、また確認して報告させていただきたいと思います。

ただ、事前に妊娠届を出してくださったときに産後に困ったときに支援がありますか、のような質問を加えていますので、ある程度、ひとりで子育てせざるを得ない状況になる方は把握してございます。

私からは以上です。

中嶋委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

高祖委員。

高祖委員

すみません、今のことに関連して。こんにちは赤ちゃん訪問の実施率と、あと切れ目ないというところで、母子手帳配布時に面談など、足立区はどのような感じで実施されているのか、研究されているのか、教えてください。

西山保健予防課長

実施率に関しましては、希望者を取りまして、希望者中の実施率（暫定値）は94.3%になってございます。中には第2子とかもおられまして、そこまではというのもありますけれども、そのあたりはそういった数になります。以上です。

また、先ほどの質問でございますけれども、ひとりで子育てせざるを得ない状況の方に関しましては、特に足立区に関しましては、ASMAP事業と申しまして、力を入れてフォローしているところでございます。

高祖委員

ひとり親ばかりでなく、父親も母親も家庭にそろっているにもかかわらず、ひとりで子育てを担われているママたちがとても多いのが現状だということを踏まえて、せっかく訪問にいらっしゃるので、いろんなサービス、先ほどチラシの中にもいっぱいサービスがあって、訪問してくれるサービス、ホームヘルプサービスもあるし、そういうことを情報提供していただけるといいと思います。自分から外に出ていけない、まだ出産間もない時期に、せっかく区からお金を出して訪問するのですから、その機会をうまくつかまえて、ママたちが困ったときに使えるサービスをうまく情報提供して、悩みを聞き取って、ほかの機関につなげていくということにもっと力を注いでいただけると、子育ての不安を感じる母親が少しでも減っていくんじゃないかなと思っているんです。

高橋こども家庭支援課長

産後の直後の訪問事業につきましては、先ほど保健予防課長から話がありましたとおりの、きかせて子育て訪問事業、あと加えまして、産前産後の家事支援事業、これ退院後1カ月間の家事を支援する

という事業でございますので、きかせて子育て訪問事業は大体、昨年度実績で30世帯ぐらい、産前産後の家事支援は50世帯ぐらいでございます。

そのほかにも、あと子ども預かり送迎支援事業につきましては、産後直後から、お預かりはできないんですが、お母様と一緒にというような形での、例えばお母様がお昼寝する間にお子様を見ているかというようなことも対応しておりまして、そのような形で進めております。継続して、保健予防課さんでやっていますメール配信等々でお知らせしているところではございますが、もっと周知できるような形を工夫していきたいと思っております。

齊藤部会長

今のご質問に対しての説明としては終わりでよろしいですか。

大高委員のほうからちょっとお話が、少しご説明等に対してご質問があればお願いします。

大高委員

全数面接でのご質問は、東京都版のネウボラ事業で補助事業を実施しているスキームを、足立はあるんですかという、そういうご趣旨だと思うんですけども。ネウボラとの関係。

西山保健予防課長

東京都で実施しています妊婦全数面接事業でございますけれども、足立区のほうではやってございません。と申しますのも、足立区に関しましては、リスクが多い家庭を、まずは格差の是正というところで、妊婦支援を行っていくところから、そちらのほうを、まずは格差の是正というところをきちんとやっていこうということから、ASMAP事業をやっているところでございます。

また、都の補助事業でございますけれども、5年間の補助事業でございまして、費用等も考えますと、まずはASMAP事業に力を入れることでやっていきたいということで、足立区独自のASMAP事業をやったということでございます。

齊藤部会長

追加のご説明等ありますか。よろしいですか。

それでは、審議調査事項1に関しまして、そのほかのご意見やご質問もお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この事業計画の体系ですね。こういった組織的な図の中身も含めて、どうしてこういう形になったのかという根本的な質問でも構いませんので、ぜひ率直な質問、ご意見をいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

中嶋委員。

中嶋委員

この一覧表、調査事項1－2、2つの視点でもって施策を分けていくということではいいなと思うんです。

それで、下の切れ目なく支えるのところの4番の施策群の中で、施策の方向性の新しいところ、(新)と書いてあるところに、安全・安心に外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきますと書かれています。実は大津市の保育園の子どもたちが散歩中に事故に遭った

というところから、保育園では今、園庭のない保育園は、認可保育園も含めてとても多いので、でも外遊びはとても子どもたちには大切な経験なので、安全にお散歩に連れていきたいというふうに、各施設がチェックしたり、まとめて要望を出したりしていると思うんですね。

ところが、安全となると、例えば学校のそばだったら、子どものところにガードレールが欲しいとか、保育園が公園に遊びに行く、公園の周りに横断歩道が一個もないという公園がとても多かったりとか、一つ一つ見ていくと危ないことがいっぱいあって、それを、でも区にぶつけることなのかな、これはひょっとしたら東京都にぶつけなきゃいけないことじゃないかなとか思ったりもするんですけども、一応窓口として区にお伝えして、やろうと思っているんですけども、今までの、例えばここに信号をつくってほしいという要望を出しても、なかなかそれは実現しないということを、身近な道路の中でいっぱい経験しているので、ユニバーサルデザインの視点に立った子どもたちにも安全なまちづくりというところをどのように進めようとしているのか。

そのためには、多分、今までのような依頼の仕方だけでは追いつかないというか、言ってみただけど聞いておかれただけで、何も動いてくださらなかったみたいなのところがいっぱい出てくるんじゃないかなという気がして、ここにぜひ期待したいので、どんな方向を考えていらっしゃるかお聞きしたいなと思います。

#### 菊地子ども政策課長

委員おっしゃる大津市の事故を受けまして、区としても調査をとらせていただいて、お散歩時などの危険箇所の調査をさせていただいております。

集約していく中で、やはり委員おっしゃるように、区だけではとても解決し切れない、都や、あとは信号のお話もありましたけれども、警察と連携して、対応が必要な個所が多数挙がっております。

我々としても、区だけでは単独で解決はできないと思っておりますので、都や警視庁にも要望は出させてはいただきたいと思います。ただ、道路が、歩道が狭いでの拡幅してほしいといった、お散歩の観点からすれば、非常に必要な部分ではあるものの、一方で、逆に車道を狭めることにもなりかねず、なかなか実現が難しいところもございます。関係機関と連携しながら、まずとれる対応はとらせていただくというところで、できるところからさせていただこうとは思っております。ただ長期的にユニバーサルデザインの視点に立って、全ての方が暮らしやすい安全・安心なまちづくりという視点で、また捉えるべき課題もあろうかと思っておりますので、短期的な部分、長期的な部分ということで分けさせていただいて、対応させていただきたいと思っております。

#### 齊藤部会長

ありがとうございました。

そのほかに、よろしくお願いします。

#### 山坂公園管理課長

公園までの安全確保という形では道路とかの関係になってしまうので、具体的にはお話しできませんが、公園内にあります遊具の安全管理に関しましては、月1回、日常点検という形で、不具合がないか確認しておりますし、年1回、専門業者を入れまして詳細調査をして、危険があればそれを排除していく形で対応させていただいております。

森田ユニバーサルデザイン担当課長

補足になりますけれども、今年度、ユニバーサルデザイン推進計画の改定を予定しています。その中で、ご意見の中にありましたように、道路関係の歩行空間のバリアフリーとかユニバーサルデザインは非常に大切だと思っていますので、区道につきましては足立区のほうで、歩道のフラット化とかを対応し、信号機とかエスコートゾーンの対応等は、警察のほうに要望いたします。国道だとか都道につきましても、それぞれの道路管理者や所轄の警察署のほうにお願いして順次対応していくようにさせていただきます。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございます。ということは、区のほうに依頼をしてもよろしいということで、認識としては。

森田ユニバーサルデザイン担当課長

おっしゃるとおりでございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

そのほかご意見、またご感想でもよろしいのでお願いいたします。

小谷委員。

小谷委員

先ほどの妊婦さんのネウボラ事業等、足立区ができないというお話がどうも結びつかなくて、そこがなぜできないのかというか、まず貧困の対策からということなんでしょうか。すみません、フィンランドの例とかですと、妊娠中に別途相談事業をして、ずっと継続的に見ていくというところですが、足立区の場合、どうしてできないのかを教えていただけたらと思うんですが。

西山保健予防課長

根っこのほうは似ているものなんですけれども、システムから説明させていただきます。

足立区のASMAP事業と申しますのは、妊娠届け時にかなり広いことを、いわゆる子育て支援、もちろん妊娠、出産に関する内容のアンケートをとります。それは全員でございます。身体的、社会的、子育て支援の面からのいろんな質問をしまして、その段階で、妊婦さんを幾つかのカテゴリーに分けるんです。それで、妊婦さんの課題に応じた支援を濃淡をつけてやっていくというのがASMAP事業でございます。

東京都のネウボラ事業に関しましては、これも同様、近い感じではございますけれども、妊婦さんが妊娠届を出した際に、インセンティブとして、1万円相当の物品をインセンティブとして渡すと。それでもって面接してお話をして、今後どうするかというお話をして、それから訪問していくというのがございます。基本的には、全員に対して何らかの支援をやっていくというところでは同じものでございまして、足立区に関しましては、同様の全体に対するアプローチはございますけれども、より課題を抱えた妊婦さんに対して、力を入れてフォローしていくというところで、いわゆる1万円のインセン

タイプはないわけですが、そこは東京都がやっているネウボラ事業でして、私どもはA S M A P 事業で妊娠届け時に広くアンケートを行いまして、課題に応じてフォローしていくという点が少し違うということでございます。

#### 大高委員

これは聞いた話なんですけれども、ほかの区の場合だと、妊娠届を出す窓口というのが、足立区と比較して数が少ない。集約されているんですよ。足立区の場合は、区民事務所単位で妊娠届も受領できますので、その際にそこに専門家をいつも常駐させて、常に的確なアドバイスとヒアリングができるかということを考えると、これは大変ですねということで実施に至っていない状況なんですね。

そのかわり、その支援にかかわるものをA S M A P 事業ということで、いわゆる母子保健法上の特定妊婦を集中的に、未成年であつたりとかさまざまなリスクを抱える人たちにも、課長がおっしゃるように、リスク分けをして、それに応じて専門の保健師が、これも保健所の保健師がじかに個別訪問ないしは個別のアドバイスをすることによって、リスクから生まれるさまざまな課題を事前に検知しましょう、ないしは出産後も継続して支援をしましょうという、こういうスキームになっています。

そもそもその制度そのもののスタンスがちょっと違うんですけれども、限りある資源をどうやって有効に使えるかという選択肢の中で、足立はネウボラ事業についての都の補助事業を採択してもらっていないという、こういうことだというふうに僕は聞いています。

#### 齊藤部会長

追加で説明等、大丈夫ですか。よろしいですか。

では、高祖委員。

#### 高祖委員

今のことに関連して、その場合に全員にはできないということなんですけれども、ただアンケートをとるときに、でも専門の方がいないからアンケート用紙に書いてもらうということしかできないということですかね。面談はできないものでしょうか。

#### 西山保健予防課長

そうです。全数ではございませんけれども、約半分の方が区民事務所のほうに出されていますので、その方に関しては、その場でアンケートを実施するような形になってございます。

その後、保健師がチェックしている。チェックして、きちんと内容に関しては確認しています。

#### 高祖委員

そもそも妊婦さん全体に母子手帳配布時に面談というのは、ちょっと予算とかパワー的に難しいのと、あと別なアプローチでされているということは理解したんですけれども、そうすると、妊娠中の意識啓発というか、そういうところもすごく大事なと思っております。この大きい用紙の裏の、妊娠から出産、子育てまで切れ目なくというところの1、2、3あたりのところの、先ほど両立支援のところもありましたし、虐待防止のところも考えると、両親学級、母親が入っている両親学級ですね。情報提供というところ、できるだけパパも一緒に受講することがすごく大事になってくると思っております。

中身のところは、結構数年前にちょっとヒアリングさせていただいたことあるんですけれども、な

なかなかバージョンアップされていないような印象を受けたことがありました。共働きも大変増えておりますし、産後一緒にスタートしていくというところでは、パパの意識づけというのが妊娠中にすごく大事だと思っていますので、その辺のところをちょっとぜひ検討いただけるといいかなと思っています。お願いします。

齊藤部会長

ありがとうございます。補足で説明はありますか。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長です。

今、高祖委員からいただいた意見ですが、事業分析をする中でやはり両親学級の授業の中で、お父様が参加しやすい日程の設定というところにちょっと課題があるということで評価もさせていただいております。やはり平日の開催ですと、なかなか参加が難しいということで、日曜日の開催であれば非常にニーズが高く、来ていただける方も多いという結果も出ておりますので、その辺が日程の変更すとか、施策の紹介すとか、そういったところに力を入れていただきたいということでは事業評価はさせていただいております。

柳瀬中央本町地域・保健総合支援課長

中央本町地域・保健総合支援課長です。

今のお父様方も含めてというところで、ファミリー学級事業というのを行っておりまして、こちらにつきましては、先ほどございましたとおり、お父様が参加しやすいように、土曜日だったり日曜日だったり、一日制のものもございます。

それから今年度は、昨年度まで4日制のものにしていたところを3日制にして、より参加しやすいような形態に変えた、改善も図っているところでございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。そのほかにご意見やご質問等いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは施策の方向性、新というところまでになるかと思えますけれども、今後この方向性でさまざま施策について具体的に、きょうお聞かせいただいた内容等も踏まえて考えていただく、工夫をしていただくという形になるかと思えますけれども、まずはこの事業計画、そして施策の方向性というところで、ご異議ありませんでしょうか。いかがでしょうか。

では、異議のないものとして、進めさせていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

では、次に進んでよろしいですか。

では、報告事項1のほうです。幼児教育・保育の無償化に対する方針についてということで、菊地子ども政策課長よりご説明をお願いいたします。

菊地子ども政策課長

報告事項の前に、1点、前回の部会の中でお示しした資料に修正がございましたので、そこのご説明

をさせていただきたいと思います。

前回ご審議いただいた「足立区子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うニーズ調査の実施結果及び教育・保育等の量の見込みについての内容で、一部量の見込みの数値に誤りがございました。大変申しわけございません。修正の説明をさせていただきたいと思います。

本日配付させていただきました、2号認定の認定誤りに伴う量の見込みの修正についてという2枚つづりの資料と、前回添付いたしました左の2カ所ホチキスどめの子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてという冊子が関連資料となります。冊子につきましては、前回資料の差しかえになりますので、修正した箇所は、これも皆様の資料で赤字で記載してありますので、これは後ほどごらんいただきたいと思います。説明については、2枚つづりのものでご説明差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

2枚つづりの資料のほう、こちらのA4のものなんですけれども、こちらの3ページ、3枚目をごらんいただきたいと思います。

箱が2つございまして、上が前回の報告の数値となっております。下が今回修正の数値となります。今回誤りがありましたのは、上のところの（イ）2号の3歳から5歳、幼児期の学校の教育の意向ありというこちらの数字になります。一番右側のR2年度量の見込みの（イ）の716という数字、こちら誤りがございました。正しくは下の今回修正数値のところ（イ）をごらんいただき、2,005という数値が正しい数値となっております。原因としてはA3の縦書きのほうに書かせてはいただいているように、ニーズ調査のアンケートから、利用意向率を算出するときに、幼稚園の利用を強く希望する方のみをとっていた数字が、それ以外の方も本来入れるべきところが漏れていたというところがありました。

前回、古庄委員から、委員会が終わった後に数値の確認があり、改めて確認させていただいたところ、誤りが判明いたしました。大変申しわけございませんでした。

それに伴いまして、数値のほうは変えさせていただいて、また3ページ目の表のところですけども、これに伴いまして、3歳から5歳の合計が、もともと6,258だったところが7,547と上方修正しております。それに伴いまして、ウの2号の保育の必要性があるという部分が減少して7,626という数値となっております。こちらが修正となっております。

それに伴いまして、幼稚園に在籍をしている一時預かりを利用したいという方の数字も当然ながら上がってまいりまして、増加となりましたのでこちらも修正をさせていただいております。それぞれの修正値については、こちら1ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

真ん中あたりに括弧で修正箇所とございます。それぞれ①、②、③とありまして、①から幼児期、幼稚園の意向、希望される方というのが修正前716名から修正後2,005名。②の保育の必要性ありという方が7,995名から修正後7,101名で、③の幼稚園在園児の一時預かり利用の方が、修正後、50万1,953人／日という形になっております。

こちらを出させていただいた後、実績との乖離が非常にあるというところがありました。そこでまた見込みの実績と乖離が生じたために補正をかけさせていただいたところが2点ございます。それが一番下の①ウの保育の必要性ありというところでありまして、こちら数値のほう国の算定Cから出させていただいた数字と比較すると、今主に新設園を利用されているお子さん1歳から2歳の方が年齢移行で3歳から5歳へ、保育園のほう、保育施設のほうへ意向としては行きたいという方が年々増加している中で、この算出方法である、国の算出方法であるとなかなかそこが反映し切れないというところがありまして、修正後の7,101名では今の保育需要量を下回るという数値になっております。

ので、こちらを補正させていただいております。

裏面2ページをごらんください。この乖離を是正するために、補正をかけさせていただきまして、1歳、2歳の利用の意向率に3歳から5歳へいく際の、保育の需要率というものを掛けさせていただいて、数値を出して、それを人口推計の数値と掛けたものが中段ぐらい、7,626人という数値となっております。こちらを補正後の数値とさせていただきたいというのが1点目でございます。

2点目、幼稚園の在園児の一時預かりの利用というところも新しい数値に伴って、数値出したところがやはり30年度実績との乖離が見られましたので、こちらも補正をかけさせていただきました。

補正の考えとしては、利用意向率100%で見たときに非常に高い数値となってしまっておりますが、ニーズ調査を見た中では、私立幼稚園を希望している世帯、フルタイムの世帯の中で、幼稚園の預かり保育を希望している世帯の割合というものが64.5%という数字に出ておりますので、そちらを生かさせていただいて補正をさせていただくという内容となっております。そうしましたところ、量の見込みとしては32万3,760人という数字になりまして1号認定、2号認定と合わせまして、38万1,526人という数字とさせていただいております。

以上が修正箇所となります。修正結果につきましては、冊子のほうこちらの左どめ2カ所の上の数値のほうには、修正後のもので入れさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございます。

修正内容についてご質問等があればお願ひいたします。いかがでしょうか。

計算式がなかなか複雑なところがありますので、ちょっと今すぐにといいところはいいかないかもしれませんが、後で後日また質問等を出すということは可能ですか。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長です。本日急な席上配付ということで申しわけありません。ご質問につきましては、後日いただければご対応させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

齊藤部会長

それでは、先に進ませていただきたいと思ひます。

報告事項1の幼児教育保育の無償化に関する方針についてということで、菊地子ども政策課長よりご説明お願ひいたします。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長でございます。

今年10月から実施される幼児教育・保育の無償化についての区の方針についてのご説明となります。

資料5ページとなりますが、ちょっとわかりづらいので画面のほうで表示もさせていただいておりますので、そちらもごらんいただきながらと思ひます。

区の方針をこれから説明させていただきますが、この方針については、足立区子育て支援サービス

利用者負担適正化審議会において、まさにご審議いただいているところでございます。そちらからの答申等いただきまして、その内容を尊重し、区としては進めていくという流れとなっております。

基本方針といたしましては何点かございますが、まず表の一番左上の縦軸が施設別の名称となっております。横軸のほうに年齢別、0 から 2 歳児、3 歳から 5 歳児の内訳となっております。縦軸の認可保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育等といういわゆる認可保育事業になりますが、こちらにつきましては、3 歳から 5 歳児の全世帯につきまして保育料が無償とさせていただきます。

0 歳から 2 歳児の非課税世帯、そちらにつきましても利用料は無償となっております。ただ、こちらにつきましては、平成 30 年度から区で先行的に無償化を実現させておりますので、それに後追いで国のほうも考え方が追いついてきたという形になります。

続きまして、真ん中ちょっと上ぐらいですが、幼稚園のところでは、

幼稚園につきましては、国の平均利用料が月額 2 万 5,700 円と示されております。そこまでを上限として無償化として国は言っておりますが、区としまして、区の平均の保育料ですとか、空調費等も加味した形で 2 万 9,000 円まで上限を引き上げて補助させていただくという内容となります。

次に、認可外保育施設になります。上段真ん中よりちょっと下のところですが、認可外保育施設等と種別ございますが、まずは下のほう、認証保育所の下の部分、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等ですが、こちらにつきましては、3 歳から 5 歳児全世帯につきまして、月額 3 万 7,000 円まで利用料を無償とさせていただきます。

0 歳から 2 歳の非課税世帯につきましては、月額 4 万 2,000 円まで利用料を無償とさせていただきます。こちら国の方で平均の利用料がこの金額ということで、上限設定がされているというものとなります。

続きまして、認可外保育施設の中の認証保育所の部分です。こちらにつきましては、3 歳から 5 歳児の全世帯につきまして、今申し上げた月額 3 万 7,000 円に上乗せし、5 万 7,000 円まで補助と、0 歳から 2 歳児の非課税世帯につきましては、月額 4 万 2,000 円に上乗せをして 6 万 7,000 円まで補助とさせていただきます。

こちらの上乗せしている部分につきましては、都内の認証保育所の平均保育料がそれぞれ 3 から 5 歳、5 万 7,000 円、0 歳から 2 歳児が 6 万 7,000 円となっておりますので、そこまでは無償化を図るということになっております。

0 歳から 2 歳児の課税世帯につきましては、多子状況に応じて上乗せを補助させていただくという内容となっております。

最後に、認可保育所等の 3 歳から 5 歳児の給食費についてです。

一番右側のところですが、こちらは食材料相当の月額 4,500 円を徴収をさせていただくという方向で、検討いただいているところとなっております。

資料のほうにまた戻っていただいて、区民への周知等については、資料の 5 ページをごらんいただきたいと思います。

区民への周知につきましては、こちらの基本方針、審議会でご審議いただきまして、そこが固まり次第ということになりますが、さまざまな場面を通じて周知を行う予定となっております。記載のとおり、あだち広報、ホームページを活用し、あとは施設利用者とこれから利用を希望される方向けに対する説明会、8 月中、区内 5 か所で今予定をしておりますが、開催をさせていただく予定となっております。

また、教育保育施設の在園者向けには、チラシを区で作成をさせていただいておりまして、事

業者様を通じて、在園の方へお渡ししていただく、周知をしていただくように用意しております。

事業者向けの説明会につきましても、今現在の方針について、各園長会、施設長会など通じて情報提供させていただくという内容となっております。

幼児教育・保育の無償化については、私からは以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

なかなか初めて聞く方にはややこしい話かなというふうに思いますが、国の方針が出ていますので、その無償化の制度に乗りながらも本区として上乗せしている部分と、さらに区として上乗せしている部分があるということですね。特に、区として上乗せしている部分というところが多分大事になってくるのかなと思うんですが、その一つが私立幼稚園に対してということですね。区の平均保育料を鑑みながら、区の方針自体は2万9,000円というところの数字が上限として出ているという理解でよろしいでしょうか。

菊地子ども政策課長

会長おっしゃるとおりでございます。

齊藤部会長

それと認証保育所のところ、画面のところにも出ていますが、これ基本的に都の上乗せ分という解釈でよろしいと思いますが、4万円まで無償という形になっていて、第3子のところの支援のところ区の上乗せ分があるという理解ですね。

あとは、5ページにも書いてありますとおり、給食費の扱いのところ、副食費として4,500円の徴収を保育所等では行うというような、そういったところが足立区としてのポイントかなというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

菊地子ども政策課長

まさに私立幼稚園に対する上乗せ、認証保育所に対する上乗せと、あと給食費の扱い、その点についてご審議いただいているところでございます。

齊藤部会長

それでは、事前に質問をいただいているようですので、そちらのほうを先に回答いただけるとありがたいなと思うんですが、古庄委員のほうからいただいている事前質問、お願いいたします。

菊地子ども政策課長

古庄委員から幾つかご質問いただいております。関連するところは子ども政策課長、菊地からお答えいたします。

まず、幼児教育無償化に関する方針についての私立幼稚園の無償化についての補助の拡大についてということで、お話をいただいております。一応、今ご説明したように、区として2万9,000円上限で検討しているというところにさらに教材費等、その部分についての実際

の金額に沿った形で上乗せをというようなご要望ではあります。

ほかのものとも回答が重なってしまいますが、先ほど申し上げた足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会、こちらで内容についてご審議いただいているところでございますので、ご意見は賜りまして、審議会のほうにもお伝えさせていただきたいと思います。その中でご議論いただいて、決めさせていただく内容になろうかと思います。

同じく、質問の2番目につきましても同様の形で審議会で預からせていただいて、ご議論いただく内容かと思っておりますので、情報提供させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

齊藤部会長

よろしくお願いします。

安部子ども施設入園課長

Q－3、認証保育所無償化についての補助拡大についてというところについては、子ども施設入園課長の安部のほうからご説明をさせていただきます。

本日配付させていただいた資料の一番最後のページをごらんいただけますでしょうか。こちらが平成31年度認可外保育施設利用支援事業の拡充ということで、都のほうから出されている資料になってございます。

先ほど、菊地のほうからもご説明させていただきましたが、この認証保育所の部分の上乗せの部分についてがまさにこの制度を、事業を活用して、区のほうでも拡充を考えているというところでございます。

事業イメージ、右下に図の事業イメージというところがあるかと思いますが、例えば下のところ、3歳から5歳というところにつきましては、白く囲ってあるところで無償化3万7,000円というところがあるかと思いますが、ここが3歳から5歳の国のほうで制度を活用した場合の上限という形になります。

その脇に、小さく平均の保育料は7,000円というふうに書いてあるかと思いますが、これが東京都の認証保育所の保育料の平均という形になっておりますので、2万円程度、国の平均に比べると高いという形になっておりますので、その差額について、都のほうで補助をするという中身でございます。

同じように0歳から2歳児、上のところですが、非課税世帯につきましては無償化で4万2,000円国のほうから補助が出ますが、平均保育料、都内だと6万7,000円ということで差額がございまして、その差2万5,000円を都のほうで補助するという中身でございます。

0歳から2歳の課税世帯につきましては、本来国のほうの無償化の対象外とあるんですけれども、都のほうで認証保育所等の利用者支援ということで、独自の都の補助に加えておりますので、それが合計で6万7,000円あるということになってございます。

私のほうからは以上でございます。

齊藤部会長

子ども政策課長よろしくお願いします。

菊地子ども政策課長

もう一点、給食費の取り扱いについてのご質問いただいておりますが、こちらにつきましても、審議会でご審議いただく内容となっておりますので、このご意見も審議会に伝えた上で、ご議論いただきたいと思います。

以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

先に報告事項の説明に入らせていただきまして、後ほど質疑、受けさせていただきたいというふうに思います。

では、報告事項の2、平成30年度あだちっ子歯科健診の実施結果及び今後の方向性について、よろしくお願いいたします。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長の菊地でございます。

資料の7ページをごらんいただきたいと思います。グラフのほう、ちょっとわかりにくいところがございますので、画面のほうに投映させていただきながら、そちらとあわせてごらんいただければと思います。

まず、平成27年度から実施しておりますあだちっ子歯科健診の平成30年度実施結果についてのご報告となります。

まず、この本健診につきましては、通園の有無にかかわらず、4歳から6歳全てのお子さんを対象として実施をしております。

実施状況につきましてはページの下の方、4の実施状況のところ、(1)のア、イに記載のとおりですが、施設内の健診の受診率というのは99%、非常に高い一方で、未通園児につきましては、こちら記載はないんですが13%ということで伸び悩んでいる状況がございます。

次に、8ページをごらんください。

5の(1)、年齢別乳歯にむし歯のある子どもの割合の推移をあらわしたグラフです。こちらの画面のほうにも出させていただいております。こちらごらんいただくと、全ての年齢で4ポイント以上減少しております。27年度から比較していただくと、減少しているところがわかるかと思います。そのような取り組みの成果が着実に見られる結果となっております。

次に、(3)の通園施設別にむし歯の有病率の推移をあらわしたグラフというところで、こちらをごらんください。こちら非常にわかりにくかったので、これも画面であらわさせていただいております。

画面の囲みの部分、特に区立保育園に関してフォーカスを当てさせていただいております。こちらの数字が高いというところがありますので、こちらメモを吹き出しに入れております。

ごらんいただくと、点線の部分が平成27年度在籍なし、途中入園されたというお子様、実線の②のグラフ、こちらが27年度、3歳から、3歳以前からかもしれませんが、在籍のあるお子さんの有病率の変化をあらわしたグラフとなります。見ていただくと、やはり途中入園されていた方の伸びが非常に、高いという結果がわかってまいりました。やはり長く施設で歯磨き指導で

すとか、そういったところがされているお子様と、そうではなく途中から入ってきたお子様とで差が出ているというところがあるグラフとなっております。

これらにつきまして、やはりこういった伸び率が高い施設への重点的な支援を行うということが非常に重要であると考えておりますので、今年度は我々としては、区立園、今2園ピックアップさせていただいて、歯科衛生士が定期的に訪問させていただき、園と一緒に歯科指導を行って、その伸びを抑えるような取り組みをさせていただこうとしているところでございます。

次に、9ページごらんください。

(4) ですが、小学校1年生のむし歯があるお子様の割合の変化をあらわしているグラフとなっております。こちら画面で出させていただきます。

平成30年度は取り組みの成果があらわれまして、しばらく23区中23位という最も多い状況でございましたが、そちらを脱しまして22位となっております。こちらにも書かせていただいたように、直近、上位区との差もごくわずかですので、引き続きこの取り組みを進めてまいります。

順位を上げるということではないんですけれども、むし歯があるお子様を少しでも減らしていくように、取り組みは進めてまいりたいと思っております。

最後に、今年度の方向性につきましては、また9ページの6のところに記載のとおりこれまで蓄積してきた分析ですとか、データの結果を生かしまして、特に重点化すべきポイントを絞って効果的な取り組みを進めてまいります。

先ほど申し上げた特に伸び率、むし歯の有病率の発生が高い区立園に対する指導、支援ですとか、あと未通園児のお子様は、なかなか受診していただけない状況にございますので早目の情報発信、あと関係している機関、そういったところを特定してそこからのアプローチ、受診勧奨のアプローチをさせていただく、あと我々のほうとしても、受診勧奨を強めるために電話ですとか、場合によってはご訪問もさせていただいて、そういった機会を捉えて受診勧奨をしていきたいと思っております。

私からの報告は以上になります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

事前に質問があるようですので、そちらの回答をお願いできますでしょうか。

菊地子ども政策課長

あだちっ子歯科健診に関しましても、古庄委員からご質問いただいております。

1点目は、ちょっとグラフがわかりにくいということでしたので、それはこちらで投映させていただきます。

あともう一つご質問としては、令和元年度の方角性として、むし歯をふやさないということが大切であるというものです。

データヘルス推進課長

データヘルス推進課長からご説明させていただきます。

むし歯にならない、むし歯をふやさないというのが非常に大事なところで考えてございまして、乳幼児期の健診、保健センターで3種類実施してございます。

ご質問にありましたように、1歳6か月健診、3歳児健診、それと9か月から1歳2か月のお子さんと親御さんを対象にしました「こんにち歯ひろば」というものをやっております。

ご質問にあります講習会というのがグループでの親御さんに対する指導ということであります、この9か月から1歳2か月の家庭に対する「こんにち歯ひろば」で実施しているところでございます。ただ、1歳半と3歳児健診につきましても、健診だけではなくて、個別にそれぞれの親御さんに対してお子さんがむし歯にならないようにということで指導してございますので、今後もお子さんがむし歯にならないような形で健診という機会を出しながらしていきたいと考えてございます。

以上です。

齊藤部会長

ありがとうございます。

菊地子ども政策課長

もう一点質問ありますので、私、子ども政策課長のほうからお答えいたします。

別添の報告資料の中で9ページになるんですが、受診報告書の提出状況について、私立幼稚園の報告率がほかの施設と比較して少し低いというような状況がありまして、そちらについては原因と対策についてというご質問となっております。

私立幼稚園の報告率というところですが、やはりほかの施設と比べると、複数回保護者の方へ治療に勧奨していただいているという園が多少少なくなっているのかなというところがあります。

こちらからもお願いはしているところではあるんですけども、やはりそちらが非常に大きい部分がありますので、なかなか園の規模によっては対応は難しい部分はあるかなと思いますが、引き続き幼稚園様のほうにも複数回家庭への治療の勧奨を進めていただけるように、我々のほうとしてもお願いしてまいりたいと思っております。

もう一点、治療が完了してないのに報告書は出せないという歯科医の方から言われているというようなケースが多いというお話です。確かに小学校の報告書は治療完了した際に渡すということですが、あだちっ子歯科健診につきましては、歯科検診の結果、受診の必要があるお子さんが歯科医につながったかの確認を主な目的としているために、報告書に治療は終了だけではなくて、治療の経過の欄を実は設けております。再度そういった小学校の報告書と混同がないように、歯科医師会を通じまして、先生方のほうに確認とお願いを進めてまいりたいと思っております。

私から以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項と情報連絡事項あわせて、質疑応答を行いたいと思います。

初めに、事前にいただいているご質問があるようですので、順に説明をお願いできますでしょうか。

森田子ども施設運営課長

子ども施設運営課長です。

中嶋特別部会員からいただきましたご質問のQの4についてお答えします。

指定管理者評価、事業者選定評価を事業者にどのようにフィードバックしていくのかというご質問でございます。評価につきましては、評価終了後、全指定管理者にお集まりいただきまして、各評価シート、調査報告書等を配付して、全般的に評価が低かったものについて改善を要望します。

また、各園個別の内容につきましても、報告書等の内容を確認いただいて、評価の低い項目については改善するよう指導しております。

次に、事業者選定の件でございますが、運営事業者の審査につきましては、保育・教育の取り組み、危機管理の実行性、保育計画や職員の配置計画、処遇改善の取り組みなどの提案内容、園長の適性或姿勢、既存園の実施調査、経営の安定性などを評価し、総合的に判断して選定しております。

結果につきましては、選定・非選定の結果を事業者に通知しているところでございます。選定の評価につきましては、指定管理者の指定は議決事項でございますので、指定の区議会議決後に議案の説明資料として区議会のホームページに公表されることを案内しております。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

そのほかにご質問やご意見等あればよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

中嶋さん。

中嶋委員

今の回答なんですけど、運営事業者として選定された保育園には、その評価のフィードバックはしてないということですか。

臺子ども施設整備課長

選定結果につきましては、付帯となった項目を含め、フィードバックという形で、通知のほうでお知らせをしてるところです。

齊藤部会長

よろしいでしょうか。

古庄委員。

古庄委員

報告事項の1番の幼児教育・保育の無償化に関する方針についてということで、私、何点が質問させていただきます。

事前に、私の質問が間違ってるところがございまして、誤解が生じてしまいますので訂正させていただきます。

1ページ目のところ、Q-1、Q-2とありますけれども、Q-2のP5、(1)国の方針に基づく無償化の実施、イ、幼稚園、その後、文章が並んでますけども、今回、保育料の月額2万7,500円というのを書きましたが、これは2万5,700円です。

それから、その2つ下の行です。3万7,000円引く2万7,500円となっておりますが、そ

れは2万5,700円の間違いです。そこを直してください。

これについては、きょうも実際にあったんですけど、適正化審議会というところでお話しすることになっておりますが、そちらには実は当事者の方が今日もおりませんでしたので、そういう方の意見がなかなか反映しづらいと思いますので、ここにはそういう方もいらっしゃいますから、もしご意見があったらその会に伝えたいと思いますので、言っていただけたらいいなと私はと思いますが、いかがでしょうか。

齊藤部会長

もしご感想を賜れば、よろしくをお願いします。

中台委員。

中台委員

特別部会員、中台です。

私もこの幼稚園を無償化を目前にして惜しくも卒園してしまった立場なんですけれども、保護者の間でも幼児教育無償化に関する関心は物すごく高いものでありまして、テレビとかでは言ってるけど、いつからいつからっていうお話もよく聞いてはおります。

今回ようやく決まったというお話で、実際に始まることになるかと思うんですが、どうしても幼稚園側、私は幼稚園に通わせていた身なので、幼稚園側からの意見としてはやはりうーんというところが実際これで十分と言えるのかどうかっていうのは、正直な感想としてはあります。

あと、区が今後区民への周知を行っていくというときに、「無償化」という文言をこの現状で使ってよいものかどうかというのが、正直なところ不安材料として残っております。ちゃんと賢い方であれば、計算をして無償じゃないじゃないかっていうクレーム的なお話は実際入ってくるのかなと思っております。ちゃんと中を読み込めばわかることなのかもしれないんですが、保育料に比べてもちろんつけられてる予算額も少ないし、幼稚園完全無償化ではないじゃないかみたいなことは言われてしまうのではないかと思うので、この「無償化」という文言自体はどういう位置づけで使っているのかというところをお聞きしたいです。辞書で調べれば、「無償」という言葉はもうただ、無料という意味だと思しますので、無償化始まりましたみたいな見出しで広報とかを出してしまうと、あっ幼稚園無料なんだ、ただなんだ、ただで通えるんだって思う、誤解する方は大勢いらっしゃるのではないかなと思っております。その辺伺いしたいです。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長です。

確かに世の中一般の方が「無償化」という文言だけで全てがただになるというご理解されてる方も多々いらっしゃるかなと思っております。今後に向けては審議会の中でもご意見いただいたところですが、きちんとした周知、そちらが大切であろうということをご意見いただいております。間違いのないように、誤解のないようにまずは区としてきちんと状況についてはご説明を差し上げるというところが重要であるかなと思っております。

それに向けましては、先ほどスケジュール等でもお話ししたように、いろいろな機会を捉えて直接お話しする場面も設け、あとはチラシなどでわかりやすく周知をさせていただくというところは工夫させていただきたいと思っております。

あと、また1点、無償化という捉え方というところですが、国が言っている無償化というもののだけが先行してしまっているというきらいはあるというところかと思います。幼児教育・保育、そこに関する無償化ということです、決して全てのお金が無償になるということではないということだと思います。無償化に伴っての負担軽減措置というところも重要なところではあるんですけども、やはり幼児教育は将来にわたる人格形成の基礎を培うものであり、お子様方に質の高い幼児教育の機会を保障するというのが一方で無償化の趣旨として国のほうも言っているところでもありますので、そういったところもきちんとお伝えしながら、決してお金がただになるだけではなくて、そちらできちんと質の高い教育・保育の機会をきちんと皆様方に提供していく考えなんだというところもあわせて周知してまいりたいと思っております。

#### 齊藤部会長

ありがとうございました。  
ほかにいかがでしょうか。  
首藤委員、お願いいたします。

#### 首藤委員

主任児童委員の首藤です。  
すみません、担当している保育園からちょっと確認してくれと言われたのでかわりに。  
まず無償化によって給食費の徴収が各園になるということで、事務処理が増えるということが1点言われました。  
それと、定員割れしてる保育園がありますと、特に3歳、4歳、5歳と、これについて保育園がこの先増えるということについてお伺いしたいということです。

#### 安部子ども施設入園課長

子ども施設入園課長でございます。委員おっしゃるとおり、給食費の実費につきましては、公立園につきましては、引き続き区のほうで保育料と同様に頂戴する予定でございますが、私立園につきましては、各園で徴収をお願いする形になります。我々のほうも今まで保育料で皆さん同じに頂戴しておりましたので、同じようにできないかというのずっと探っておったんですが、なかなかやっぱりちょっと今後は私立園それぞれのもらうべき債権になりますよという国の方針等も出ております。今後どうなるかというところでございますが、現状は少々事務の負担をおかけしてしまう形になりますが、各私立園で徴収をしていただくという形になります。方法等については区のほうでもこういった方法があるというのがフォローができればと思っておりますが、現状はそういう形でございます。よろしくお願いいたします。

#### 臺子ども施設整備課長

今ご質問にありました3歳から5歳についての定員割れがあるというところのご質問につきまして、ご回答のほうさせていただきます。  
基本的には、新規園が多く今つくられております。そうしますと、やはり4歳、5歳の部分につきましては、そのところ空きが出てるところは現実でございます。そこにつきましては年が経つごとにそちらのほうは埋まっていくというような結果にもあらわれてるところがありますので、その

ように考えてるところでございます。

また、保育需要につきましても、今のところ増えているような状況でもございますし、またこの無償化の関係もありまして、少し需要のほうも増えるのかなというところもございますので、そちらのほうでまた状況を見ながら考えていきたいというふうには考えてございます。

齊藤部会長

高祖委員お願いいたします。

高祖委員

単純に質問なんですけれども、周知するときにまたわかりやすく教えてくださいませんか。保護者のほうは無償による手続、保育園料、幼稚園料のその部分の手続は基本的に不要というふうに考えてよろしいのでしょうか。あと、保育園とか幼稚園に通いながらファミリーサポートなどを使っているご家庭も、二重にというか働いていなくてファミサポさんだけ使っているご家庭もありますけれども、保育園に通いながらファミサポさんもやっている場合には、保育園が無償、そちらのほうのファミサポの上限があると思いますけれども、それは両方成り立つのでしょうか。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長です。

手続としては、保育の認定というものが必要となりますので、そこは一定のご負担というか手続上発生してきます。そちらについても、漏れのないように、区のほうとしてもチラシなどで周知をした上で、特に在園されている方については園を通して、また情報提供もさせていただきたいと思っております。

一点補足なんですけれども、前回、無償化の話があった中で、対象施設がどうなるかというようなお話があったかと思っております。無償化対象となるかならないかというお話があったかと思うんですが、先ほど幼児教育無償化の考え方、捉え方はどうかというお話があった中で、より質の高い幼児教育の機会を保障する場であるというところを捉えて、国のほうもこの制度を始めているというところからして、ある程度、一定程度の国ですとか都での基準を満たしたところ、施設というところがやはり対象となっておりまして、それ以外の施設につきましては、この無償化の対象外となっております。より高い幼児教育の機会提供というところを担える施設であろうという一定の基準に基づいて判断させていただいたところが対象となるという点を補足させていただきたいと思っております。

松野子ども家庭部長

ちょっと補足させてください。

今の一定の基準というところなんですけれども、認可の保育園ですとか、児童福祉法に定められている、そういった施設については無償の施設として、皆さんも多分イメージされると思います。それから、幼稚園につきましても、これは学校施設の一部ですので、こちらは無償化、幼稚園によって保育料の上限がちょっと違い、自由に設定ができるので、どうしても上限額というのが出てきてしまうんですね。

そのところは仕方がないとしても、今、仮に試算したところでは、幼稚園に通っている方7割ぐらいいは、保育料の部分は、お弁当代とかは実費ということになりますので、保育料の部分は7割ぐらいいは

皆さん無償感を感じられるのではないかというふうに見ております。

多分、迷われるところは、認可外という位置づけになるところです。認証保育所については、これは東京都のお墨つきをいただいたような施設ですから、こちらのほうも無償化、それなりに上乘せをして行く。それ以外の、私たちがもしかしたら区のほうで把握もしていないようなお届けのない認可外というかベビーホテルというか、そういったものがある可能性はあります。ただ、これも確認をさせていただくということになっていますので、いずれにしても、東京都のほうにまずは認可外ですと届けをしていただく、その中でも、無償化の対象の施設として確認行為をさせていただくという手続になりますので、そういったことを、ちゃんと手続を最低限踏んだ形の施設さんが、今回の無償化、あるいは一部補助の施設になっていくということもございます。

ですので、もしかしたらふたをあけたら、そういった届け出を全くしない施設に通われている方は、無償化の恩恵を受けられないということも実際には起きてくるということも我々危惧していますけれども、少なくとも東京都経由で認可外という施設として東京都のほうへご登録がある場合には、そちらのほうにお声がけをして、まずはその確認行為というものを受けていただくようにということはお知らせはしているところです。

インターナショナルスクールの話が既に出ましたけれども、そちらのほうでもお調べしてみますと、届け出をしている施設としていない施設があるようですので、それは施設さんの考え方もあると思うので、私どもも強制はできませんけれども、施設としては我々行政がかかわる上ではどういった施設か全く確認ができないところに、そういったところへ補助するというのもいかなものかと。皆さんもちょっとお考えいただければわかると思いますけれども、ちょっとそこらへんで、認可外、あるいは届け出のない施設というところでの、差は出てきてしまうところはあるかなと思いますので、ちょっと情報共有させていただきます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

本日、3時半まで会議の予定になっておりますので……

古庄委員

今の質問は、3階建ての話ではないのですか。

齊藤部会長

ご説明お願いできますか。

菊地子ども政策課長

保育要件があれば、ファミリーサポート事業については対象となるということですので……すみません、ちょっと確認をさせていただいて、回答させていただきます。

安部子ども施設入園課長

子ども施設入園課長でございます。

認可保育園に通っている方が、この認可外の一時預かり等を使う場合は対象にはならない、こっち

の認可外のほうの無償化の対象にはならない形に、もう既に認可のほうで無償化の対象を受けていますので、プラスで仮に一時預かり等をされたとしても、そこに対して国のほうからの補助は出ない形になりますが、幼稚園につきましては、幼稚園に預けながらプラス預かり保育もという方もいらっしゃると思いますが、その場合は幼稚園のいわゆる幼児教育が必要な認定とは別に、保育の必要、認定を受けていただければ、プラスで先ほどありました1万1,300円まで無償化の対象になるという形になります。

高祖委員

保育園に通っていて、ファミリーサポートをお願いする場合には、そのファミリーサポートのほうは、その上限まで無償にはならないということですか。

安部子ども施設入園課長

認可保育園に通っていれば、そういう形になります。そうはならないという形になります。

齊藤部会長

古庄委員。

古庄委員

今のは、幼稚園の使用されている保護者の方が幼稚園の預かり保育を使う、ほかにもそれを使っているんですよと今のお話でしたけれども、それは幼稚園の預かり保育が十分でない場合の話ではないですか。全員ですか。

谷内子ども政策課担当係長

子ども政策課でございます。

幼稚園に通っていて、そこで預かり保育を受けるところ、幼稚園本体自体は2万5,700円まで無償なんですけど、さらにそこで保育の要件があって、預かり保育を受ける場合はさらに1万1,300円上乗せして、保育と同じ3万7,000円まで無償化されます。また、幼稚園の本体に通っていて、さらに預かり保育じゃなくて、別の認可外保育施設に通う場合もございますので、その場合も保育の要件が認定されれば1万1,300円まで補助で、合計3万7,000円まで無償の対象となります。

これが、本体、認可外、さらにファミリーサポートとか、三層になっても、3万7,000円まで補助される、無償化されるということになります。

齊藤部会長

川下委員。

川下委員

先ほど、首藤さんからせっかく質問していただいた内容だったんですけども、その保育所の3・4・5歳児が揃っているということで、今、臺課長の答弁では、今は新設園で3歳から4歳・5歳になれば、だんだん埋まっていくんだというお話があったんですけども、例えば保育所の認可定員の仕組みで、3歳児が20人だとすれば、4歳・5歳も20人でいかなければいけないという認可定員の決

まがありますね。そうすると、例えばその開園をした年が3歳児も20人は入らないと思うんですけども、万が一3歳児が20人入ったとしても、4歳・5歳児は開園した年度はいない。でも、その定員を確保しておかないといけないというルールでやっているわけですね。

ですから、おっしゃるような形でいくのならば、その初年度は3歳児はしようがないけれども、4歳・5歳についてはこんなに入るわけではないんだから、3歳の定員は下回るけれども、もっと違う定員の設定の仕方での施設の運営ができるような工夫をしてもいいんじゃないのかなと思います。つまり、保育所って100定だとすれば100人の子どもがいて運営ができるような運営費の仕組みになっているわけですね。ですからそこで、例えば4歳・5歳を20人ずつ、もしかすると15人ずつ、30人欠けているようなことになれば、当然健全な運営ができないということです。当該年度とか2年目とか3年目だったらしようがないよねということではなくて、何か政策的な考え方があってもしかるべきだろうというふうに思います。

それと、今お話があったように、幼児については新規園だけではなくて、もう定員を割れている園が私どもが調べた結果たくさんありますので、その新規園だけではないということをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

#### 臺子ども施設整備課長

今、川下委員のほうからお話があったことにつきましては、区としても課題としては考えているところです。

ただ、認可保育所という概念の中で、定員という考え方もございますので、定員抑制というところにつきましては、課題としては考えてございますけれども、今のところは考えていないというところがございます。また、今、新規園の形での取り組みとしましては、借り上げをして認可保育所をやられているようなところにつきましては、今後そちらのほうでも少しその部分について補助をするような形で考えているところでございます。

#### 齊藤部会長

ありがとうございました。

そろそろというか時間を過ぎております。

もともと幼稚園と保育所というのは全く違う制度のところを立てて運営をされているところを、うまく整合性を図って無償化というところで、今いろんな議論があったり、それから区独自のところで動きがあるところですので、かなり複雑な説明だったかと思いますので、質問等ありましたら、また個別で対応いただければありがたいと思います。

また、先ほど子ども政策課長のほうからお話がありましたけれども、どうしても無償化という言葉だけで先行すると、お金のことを考えてしまいがちですけども、趣旨の中にも教育や保育の質ということがきちんと明文化されています。もともと、保育所も教育を行う施設として成り立っていますけれども、今回指針の改定とともに、どこの保育施設でも、もちろん幼稚園を含めて、どこの保育施設で保育を受けても、教育を受けても同等の保育内容を提供するということを大前提に置いてありますので、そこらへん、お金の問題だけではなくて、保育の中身のところも適切に区民の方々が理解をしていただけるような、そういった広報の仕方、ぜひお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日これで議事を終了させていただきます。

ありがとうございました。

菊地子ども政策課長

最後に、事務連絡だけさせていただきたいと思います。

まず、次回の会議日程についてですが、次回は10月11日、10時から区役所8階のこの特別会議室で開催いたします。

あと、本日の会議録についてですが、こちらは後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容をご確認いただきまして、誤り等ありましたら、事務局までご連絡お願いいたします。

最後に、本日お車でおいでの方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、出口付近、係りの者にお申し出ください。

それでは、終了したいと思います。ありがとうございました。